平成 21 年 8 月 10 日

各　　位

会 社 名　株式会社　　タ　カ　チ　ホ
代表者名　代表取締役社長　久保田　知幸
（ＪＡＳＤＡＱ・コード８２２５）
問合せ先　経営企画部長　　渡辺　三千也
ＴＥＬ　０２６－２２１－６６７７

当社元従業員による業務上横領に関する調査結果について

過日（平成 21 年 7 月 17 日）付けで開示いたしました「当社元従業員による業務上横領についてのお知らせ」について、調査結果報告とその責任及びに過年度財務諸表の訂正方針についてご報告いたします。

平成 21 年 8 月 10 日の取締役会に提出いたしました、社内調査委員会の報告書を併せてご報告いたします。

この度、誠に遺憾ではありますが、当社元従業員（外商課　一般従業員）により複数年度にわたり不正行為が行われていたことが発覚いたしました。

株主様、投資家の皆様はじめ、取引先及び市場関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

本件に関しては当社として不正行為を認識後、迅速に社内にて調査委員会を設置し内部調査を行い、元従業員に対しての事情聴取、関連取引に係る元帳、領収書等の帳票類の精査、関係する当社の役員、管理者への元従業員の執務状況について調査を行いました。

その結果、不正行為の方法が明らかとなり、別紙の調査報告書のとおり、その他の不正については、一切発見されず、一連の調査が終了いたしましたので、調査結果報告並びにその責任及び処分について、下記のとおりご報告いたします。

尚、今回の横領により過年度の財務諸表の訂正が必要となりましたので、その対応方針についても併せてご報告いたします。

記

1. 不正行為の概要と当該事実の発生経緯

平成 21 年 5 月に担当の異動に備えて、プリペイドカードの棚卸を実施したところ、枚数 49 枚（金額 157,610 円）の差異が発生していることが判明いたしました。担当部長は差異の原因につ

いて調査を開始し、当該元従業員に説明を求めたところ、5 月 30 日に一部の流用を認めました。さらに担当部長は、今回の横領は根が深く範囲も広がっているのではないかとの疑念を持ち、元従業員の担当業務である商品券の調査に取り組みました。その後担当部長が前任部長に確認した結果、平成 20 年 1 月より特定の商品券が毎月恒常的に仕入していることが判明し、発注先より月別の注文金額の資料の提出を依頼し、その外部資料をもとに調査をしました。その結果プリペイドカードよりも商品券の横領が多額であることが判明しました。担当部長は、横領金の回収を最優先と考えて対応し、元従業員に被害額の弁済を求め、一部弁済させました。本件の被害額は、プリペイドカードで約 16 万円、商品券で約 2,867 万円であり総額は約 2,883 万円であります。

2. 社内調査の経緯と判明の事実

当社は、本事件の報告受理後、ただちに調査委員会を設置し内部調査を着手いたしました。調査委員会のメンバーは取締役総務部長、常勤監査役、業務監査室長、同室課長、経理部部長、同課長の 6 名で構成し調査を実施いたしました。本件の発生期間及び被害総額を把握いたしました。

本件被害額は以下のとおりであります。

・不正の手口　　商品券及びプリペイドカードの横領
・不正の期間　　平成２０年１月より平成２１年５月まで
・不正の金額　　２８，８３２，４１０円
・弁済済額　　２５，０００，０００円
・未弁済額　　３，８３２，４１０円

（但し元従業員とは分割返済による延滞損害金を含めた金額４，３１９，６３０円の債務弁済契約書を締結しております。）

3. 調査結果

詳細につきましては、別紙調査委員会報告書をご参照ください。

(1) 調査期間

平成 21 年 7 月 10 日～平成 21 年 8 月 7 日

(2) 当社による調査

・ 当社元従業員に対して数度に及ぶ事情聴取を行い、横領の期間、手口、隠蔽方法、横領金の使途等について調査いたしました。
・ 元従業員の証言及び当社の帳票類の精査を行いました。

・ また、元従業員の陳述以外の同様な不正の有無を確認すべく、社内調査委員会では、過去5年に遡った平成16年5月時点から調査確認を始めましたが、金券等には異常な動きの形跡は見られませんでした。更に調査範囲を平成18年以降に絞り込んで詳細な調査を行いましたが、その他の不正は発見されなかった為、横領行為の被害事実を確定するに至りました。

4. 関係者の責任

当社は、社内規程に基づき平成21年7月15日に当社常務取締役を委員長とする８名で構成する「社内懲罰委員会」を開催し事件内容を審議し、その結果を基に、平成２１年７月１６日に臨時取締役会を開催いたしました。その臨時取締役会において、経営責任を含め関係当事者の責任を明確にすると共にその責任に応じた処分を行っております。

(1) 懲戒処分について以下のとおりといたしました。

・ 当該元従業員につきましては、平成21年7月15日付にて懲戒解雇しております。なお、当社としては今回の横領については一般のお客様への実害はないという調査結果があり、また未弁済額の回収を最優先としたく、刑事告訴はしない方針であります。
・ 当該部署前任担当課長、当該部署前任担当部長及び事件発生時の担当部長につきましては、元社員の横領が発見できなかった管理・監督責任として、平成21年7月16日付にて3名を降職の処分にしております。

(2) 経営責任につきましては、以下のとおりといたしました。

・ 代表取締役社長　　減　俸　月額報酬の１０％を返上　２ヶ月
・ 当該部署担当取締役　　〃　　月額報酬の　５％を返上　２ヶ月

5. 過年度決算の訂正方法について

会計処理方法としては、特別損益処理方法(当期一括処理方法)と修正再表示方法(遡及処理方法)の2つがあります。

わが国における会計上の誤謬の取扱いとしては、企業会計原則注解(注21)において、前期損益修正項目として当期の損益として修正する方法のみ明示されております。

しかし、平成19年7月「過年度遡及修正に関する議論の整理」および平成20年6月「会計上の変更及び過去の誤謬に関する検討状況の整理」の考え方をふまえて、量的重要性があるため、修正再表示方法(遡及処理方法)により処理することに決定いたしました。

6．過年度決算の一部訂正について

(1) 訂正いたします有価証券報告書等は、下記のとおりであります。

① 平成 21 年 3 月期第 1 四半期報告書

② 平成 21 年 3 月期第 2 四半期報告書

③ 平成 21 年 3 月期第 3 四半期報告書

④ 平成 21 年 3 月期有価証券報告書

(2) 訂正いたします決算短信等は、下記のとおりであります。

① 平成 21 年 3 月期第 1 四半期

② 平成 21 年 3 月期第 2 四半期

③ 平成 21 年 3 月期第 3 四半期

④ 平成 21 年 3 月期

上記、有価証券報告書等及び決算短信等に係る一部訂正につきましては、準備が整い次第すみやかに報告いたします。

7．内部統制報告書への対応について

(1) 前事業年度の内部統制報告書への対応について

「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」に基づき、全社的な内部統制を評価した結果を踏まえて、売上高の概ね２／３を基準に重要な事業部（みやげ卸事業、みやげ小売事業、アウトドア事業、温浴事業で売上高の８７．８％）の選定を行いました。

今回横領が発生した担当部署の売上高の割合が２％未満と僅少であるので、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲外としておりました。

しかしながら、平成 21 年 3 月期における内部統制報告書の提出後に業務プロセスに係る内部統制の評価範囲外の事業部において、重要な欠陥に相当する事実が判明しました。

当社は「内部統制報告制度に関するＱ＆Ａ（金融庁総務企画局）」に記載された（問 67）【評価範囲の外から重要な欠陥が発見された場合の取扱い】、及び（問 71）【有価証券報告書の訂正報告書の提出と内部統制報告書】における「基準及び実施基準に準拠して決定した評価範囲について評価を実施している場合においては、内部統制報告書を提出した後に、結果的に、評価範囲の外から重要な欠陥に相当する事実が見つかったとしても、内部統制報告書に記載した評価結果を訂正する必要はないと考えられる」に沿って、訂正の必要性を検討いたしました。

今回横領が発生した担当部署から重要な欠陥に相当する事実が発生しておりますが、上記記載のとおり、適正に決定された業務プロセスの評価範囲外から発生しています。

以上のことを踏まえて、今回の横領は、評価対象範囲外より発生しており、更に評価対象範囲においても、他の不正の事実及び不正の兆候の有無の確認をしましたが、重要な欠陥に相当する事項が発見されていないことから、第 63 期内部統制報告書の訂正は行わない方針であります。

(2) 当事業年度の内部統制制度への対応

今回、横領が発覚したことから全社的には以下の対応を既に実施しております。

① 社内牽制の強化策として各種元帳の改定を行い、「重要項目確認チェック表」を作成し 7 月より全部署において毎月部署長が確認を行い、当事業年度の業務監査の中で確認を実施していきます。
② 全従業員に対して、「コンプライアンス基本規程」「業務従事者行動規範」「内部通報保護規程」を再確認させる事と同時に「誓約書」(注) を提出させ、前期末日時点及び現時点では、不正の事実または兆候の有無についての確認を行い、問題の無い事を確認しております。

(注)本誓約書は、不正行為を主体的であるか従属的であるか問わず一切行っていないこと、また不正行為の発生もしくは、その発生の疑いを認知した場合には、これを内部通報保護規程により会社に報告することを誓約しております。

③ 社内の情報と伝達が適正に行われているかの確認を各事業部長にヒアリングし、当該部署以外には、問題がないことを確認しております。

また、調査委員会で調査した結果をふまえ、同部署内における金券管理業務プロセスにおいて以下の問題があったと認識しております。

① 担当部長は、金券管理業務におけるリスクに関する現状認識が不足しており、仕入の承認、発注との照合等の内部牽制が不十分でありました。
② 金券管理業務プロセスにおいて、金券管理と金庫の鍵を上席の承認なく使用できる状況にあり、内部牽制が不十分でした。
③ 同部署内において、担当者からの担当部長への報告書の頻度や内容が不十分でした。

上記重要な欠陥に相当する事実が判明した当事業年度においては、今回発生した事象を真摯に反省いたしまして、金券管理業務プロセスを内部統制評価の範囲に追加し、内部統制評価の有効性確保のために以下について検討し対応を実施してまいります。

① 金券管理業務プロセスにおける業務体制の見直し、内部牽制機能の構築。
② 金券管理業務プロセスにおける残高管理の徹底。

さらに、調査委員会の提言をふまえて、全社的にも以下の事項を追加して実施し、内部統制の更なる強化をしてまいります。

① 業務監査の監視強化

ア．内部監査規程に基づく監視体制

当社は、業種によって事業部制をとっており常時は部門長の承認及び、モニタリングを受けており職務分掌規程及び職務権限規程に基づく職制によることを基本としています。また、社長直属の機関である業務監査室が、各事業部及び全部署にわたり、内部監査規程に基づく監視する体制を整備しております。

今後経営者・監査役・監査役会及び、事業部門長との連携を一層密にすることにより監視体制の強化を図ってまいります。

② 内部通報制度の周知徹底

ア．制度の周知

当社は「内部通報保護規程」を平成 20 年 12 月に制定しており、全従業員及び、業務従事者に公開されております。今後、この制度のさらなる浸透により、不正の早期発見と発生の抑止に繋げるべく周知を進めてまいります。

イ．不正情報への迅速な対応体制

現在、通報の受付窓口は「常勤監査役」「業務監査室長」及び総合窓口として法律の専門家である「顧問弁護士」であります。今後とも内部通報が発生した場合、受付窓口及び、業務監査室を中心とした社内調査チームを早急に立ち上げ、調査・対処してまいります。

③ コンプライアンス及び内部統制についての社内教育の充実

ア．内部管理体制の強化

コンプライアンス規程に従い、当社役員、社員、契約社員、嘱託社員、パートタイマー等に対し、当社管理部門及び所属長によるモニタリング機能を強化します。また、内部統制担当部署である経営企画部は、業務監査室及び常勤監査役との連携をより密にし、内部統制の監視体制を充実させ内部管理体制の強化を図ってまいります。

イ．社内教育の充実

当社の「職務分掌関係」、「職務権限規定関係」及び「内部統制関係」の規程類は整備されております。また、主な規程類は会社諸規程として各部署へ配布され、従業員に公開され、周知体制も整っております。

本件を機会に、再度社内での規程類の周知とその趣旨徹底の為、コンプライアンス、内部通報制度、内部統制等の教育を充実させて従業員の行動に関する自覚及び、管理者

の管理能力の向上による不正の再発防止を図ってまいります。

当社は、「財務報告に係る内部統制制度」に対応するなかで、このような横領行為が発覚したことを重大に受け止め、今後このようなことがないよう再発防止に向け、全役職員が一丸となって取組んでまいります。

別紙：社内調査委員会　報告書

以　上

別　添

社内調査委員会　報告書

平成 21 年 8 月 10 日

株式会社タカチホ取締役会　御中
監査役会　御中

株 式 会 社　タ カ チ ホ
取締役総務部長　袖山英則

当社は平成 21 年 7 月 17 日付「当社元従業員による業務上横領についてのお知らせ」で発表したとおり、当社元社員の横領が行われていたことが判明したことを受け、社内調査を進め現時点におきまして、その行為の概要及び原因を把握したので、その内容を記載した報告書をここに提出します。

1. 社内調査委員会

① メンバー構成

取締役総務部長	袖山　英則	
常勤監査役	北澤　美行	
業務監査室室長	平林　憲一	
業務監査室課長	寺澤　和宏	
経理部長	河原田　勲	
経理課長	伊藤　博幸	以上 6 名

② 調査期間

平成 21 年 7 月 10 日～平成 21 年 8 月 7 日

③ 調査範囲

当該不正発生部署の業務内容全般について。
プリペイドカード・商品券の取扱部署の実施状況。

2. 経緯と不正行為の概要

(1) 経緯

平成 21 年 5 月予定の担当者の異動に備えて、月中にプリペイドカードの棚卸を実施し、差異が発生していることが判明しました。

担当部長は疑義をもち差異について調査を開始し、当該元従業員に説明を求めたところ、5 月 30 日に一部流用を認めました。さらに担当部長は今回の横領は根が深く範囲も広がっているのでは

ないかとの疑念を持ち、商品券の調査に着手しました。

その後担当部長が前任部長に確認した結果､商品券発送担当者より商品券の種別のうち特定の価格帯の商品券は、あまり使用されないことがわかり、この価格帯の仕入を調査しました。結果平成 20 年 1 月よりこの特定の商品券の仕入が急増していること､毎月恒常的に同価格帯の商品券の仕入があることを確認しました。それが正常な発注によるものであるか、不正な発注によるものであるか、会社内部の書類だけからは判断できなかったため、発注先に月別の注文金額の資料の提出を依頼して、その外部資料をもとに月別に注文・仕入について詳細に調査しました。

その結果、プリペイドカードよりも商品券の横領が多額であることが判明しました。また、担当部長は横領金の回収を最優先と考え、元従業員に被害額の弁済を求め、一部弁済させました。

(2) 不正行為の概要

平成 20 年 1 月より平成 21 年 5 月の間で当社元従業員が私的流用を目的に不正発注及び書類の改ざんを繰り返し行い、プリペイドカードで約 16 万円、商品券で約 2,867 万円の合計約 2,883 万円を横領しておりました。

3. 調査方法について

① 調査委員会による当該従業員に対して数度の事情聴取を行い、プリペイドカード及び商品券（以下､「商品券等」と言う）に関する横領の開始時期、手口及び横領の期間、隠蔽の方法、横領商品券の換金方法、使途について調査いたしました。

② 元従業員の陳述及び関係部署からの提出されたすべての証拠資料をもとに再度本件に係わる出荷集計表・一般受注書・小売店売上計算書・仕入伝票・商品券発行報告書などの帳票類の精査を行いました。

③ 商品券等の仕入先及び委託先より関係資料を収集し、注文・発注の突合作業を行いました。

④ 横領が特定の価格帯の商品券に集中しており、平成 21 年 5 月より過去 5 年について確認した結果、平成 18 年 1 月以前については横領の形跡が見られないことから、平成 18 年 1 月以降の商品券等の取扱状況をすべてにわたり精査いたしました。

⑤ 発生部署のすべての従業員に対して、個々に事情調査をいたしました。

⑥ 元従業員、元担当課長、前担当部長、現担当部長に対しては、当委員会で事実確認のヒアリングを実施しました。

⑦ 当社には、事件発生部署以外に 2 ヶ所で商品券の業務を行っておりますが、7 月中に調査をしました。

4. 調査結果

① 期間

元従業員が不正な横領を行っていた期間は平成20年1月から平成21年5月までであります。

② 不正行為の詳細について

ⓐプリペイドカード

元従業員本人が、プリペイドカード保管金庫の鍵を上席の承認なく使用できる状況にあり、5月にプリペイドカード保管庫から不正に抜き取りをしております。

ⓑ商品券

・ 横領の対象となった商品券は、販売をカード会社より当社に委託されており、販売した枚数を発行枚数として同社に報告し、販売した枚数相当額をカード会社より仕入れを行います（当社は資産としての残高を持たない）。
・ 同部署の商品券管理は、カード会社に報告する先方指定の「商品券発行報告書」を管理簿として転用して使用しておりました。同報告書の記載様式は「前月末在庫」＋「当月仕入」－「当月発行」＝「当月末在庫」となっております。
・ しかし、同報告書の「当月発行」は本来実際の販売に応じた金種別枚数を記載するものですが、元従業員は個人的横領のため水増しした枚数を記載し、カード会社から水増しした商品券枚数相当額の仕入れを行っておりました。
・ 同部署においては、毎月「当月末在庫」枚数の実棚卸を実施し、枚数の照合を行っておりますが、在庫枚数の棚卸のみ行っており、その為棚卸差異が発見されず水増し仕入の事実を把握する事ができませんでした。
・ また、担当部長は商品券の販売枚数が把握出来ていなかったため、商品券管理簿「当月発行」の照合を行っておりませんでした。

③ 横領資金の使途

市内の換金ショップ数軒に元従業員が不定期に訪れ換金を行い、すべて自己遊興費として使用していました。

④ 被害額と期間

本件横領行為による当社の被害額と期間の詳細については下記のとおりであります。

ⓐ　商品券：合計金額　28,674,800 円

（単位:円）

発生時期	横領金額	発生時期	横領金額	発生時期	横領金額
20 年 1 月	1,070,900	20 年 4 月	1,323,000	20 年 7 月	1,176,000
20 年 2 月	1,705,600	20 年 5 月	1,617,000	20 年 8 月	1,695,400
20 年 3 月	1,417,900	20 年 6 月	1,470,000	20 年 9 月	2,234,400
上記小計	4,194,400	上記小計	4,410,000	上記小計	5,105,800

発生時期	横領金額	発生時期	横領金額	発生時期	横領金額
20 年 10 月	2,273,600	21 年 1 月	1,819,500	21 年 4 月	1,960,000
20 年 11 月	1,421,000	21 年 2 月	2,092,000		
20 年 12 月	2,352,000	21 年 3 月	3,046,500		
上記小計	6,046,600	上記小計	6,958,000	合計金額	28,674,800

ⓑ　プリペイドカード:合計金額 157,610 円

本件は、当期中の発生のみであります。

（単位:円）

発生時期	横領金額
21 年 5 月	157,610

以上により横領金額は 28,832,410 円でありますが、当該元従業員より 25,000,000 円はすでに弁済されており、残金 3,832,410 円については、平成 21 年 7 月に遅延損害金を含めた金額 4,319,630 円の債務弁済契約書を締結しております。

⑤ 調査結果の結論

- 発生部署については、平成 18 年度以降の商品券等の取扱い状況全てを精査し、その結果平成 20 年 1 月から平成 21 年 5 月までの期間において横領が発生していたことが確定いたしました。
- 商品券等の取扱いはこの元従業員のみで、他従業員は今回の不正に関与していないことが確認できました。
- 元従業員が認めたとおり、本人の単独不正行為であり、その他部員、前担当課長、前担当部長及び現担当部長の関与がないことが確認できました。
- 他の事件発生部署以外の 2 ヵ所では不正の事実がないことを、7 月中に確認いたしました。
- 今回の被害については、カード会社及び得意先に及んでいないことを確認いたしました。

5.　事件の問題点

① 金券管理業務プロセスの属人化。

- 金券現物管理と金庫の鍵を上席の承認無く使用できる状況になっている。
- １人の担当者によって金券管理業務が遂行されている。

② 管理者におけるモニタリング機能、牽制機能が十分に働いていない。

- 商品券等仕入れに係る承認及び発注との照合ができる仕組みになっていない。

③ モラル、コンプライアンスに対する認識の不足。

- 元従業員のモラル、コンプライアンスに対する認識が不足していた。

6.　再発防止策への提言

① 当該業務プロセスの更なる見直しを行い、モニタリング機能、牽制機能を強化した業務処理統制の構築が必要である。

② 管理者研修、考課者研修の継続的実施により、管理者における総合管理能力アップを図る。

③ 全社員に対しモラル、コンプライアンス、内部通報制度、内部統制等に係る教育、啓蒙の更な

る強化を図る。

④ 業務監査室による内部監査の評価範囲に当該業務プロセスを追加する。

以　上